

《介護職員等特定処遇改善加算の算定要件》

介護福祉士の配置要件、処遇改善加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たすこと。

《見える化要件について》

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件があります。その中で「見える化」に向けた取り組みについては、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度を活用する他、事業者のホームページを活用する、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされている。

《法人の加算取得状況》

介護職員処遇改善加算1、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ及びⅡ、介護職員等ベースアップ等支援加算

《法人の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容》

	職場環境等要件	法人の取り組み
入職促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	入職を希望する人に施設の雰囲気を感じてもらおうための見学、利用者とのレクなど通じた楽しい職場づくりをめざします。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	介護福祉士の資格取得を目指す職員に対する勉強会の実施、受験料や研修会等の補助をすることによる職員のスキルアップを図ります。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	職員の希望による正規職員への転換制度があります。
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	事故・トラブル等のマニュアル作成し、防止に努めています。
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	生活の基礎である5S活動等を毎日実践し、明るい職場環境を整えています。
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	ミーティングを通して、利用者の細やかな状況の把握を共有し、介護のあり方の話し合いをしています。